記　者　発　表　資　料
令和８年１１月２０日
環境対策課大気環境班
担当：佐藤、猪俣　022-211-2665
環境対策課水環境班
担当：宍戸、加藤　022-211-2666

令和７年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について

１　調査結果の概要

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき実施した環境中における令和７年度ダイオキシン類に係る環境調査の結果をお知らせします。

調査の結果、３３地点（大気５地点、公共用水域の水質１２地点、底質８地点、地下水質３地点、土壌５地点）のうち、３２地点では環境基準を達成していましたが、河川１地点（鶴田川（下志田橋））で環境基準を超過していました。

なお、当該河川の１地点は、これまで継続して環境基準を超過している川であり、その原因は、流域で過去に使用されていた水田除草剤などの農薬に不純物として含まれていたダイオキシン類が、底泥に蓄積しており、それが徐々に流出することにより水質に影響を及ぼしているものと判断されます。

表１　ダイオキシン類環境調査結果（仙台市を除く）

環境媒体			調査地点数	基準超過地点数	調査結果			※ 環境基準
					平均値	最小値	最大値	
大気【pg-TEQ/m³】			5	0	0.012	0.0064	0.020	0.6以下
公共用水域（水質）【pg-TEQ/L】	全体		12	1	0.43	0.096	1.4	1以下
		河川	10	1	0.49	0.13	1.4	
		湖沼	2	0	0.11	0.096	0.12	
公共用水域（底質）【pg-TEQ/g】	全体		8	0	11	0.75	29	150以下
		河川	7	0	8.2	0.75	19	
		湖沼	1	0	29	-	-	
地下水質【pg-TEQ/L】			3	0	0.033	0.033	0.034	1以下
土壌【pg-TEQ/g】			5	0	0.30	0.016	0.60	1,000以下

※ 環境基準：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であり、環境省が告示している。
単位：pg(ピコグラム)：１兆分の１グラム
TEQ（毒性等量換算濃度）：異性体のうち最も毒性の強い物質を１として各異性体の毒性を換算した量。

２　今後の対応

環境基準を超過した公共用水域の１地点を含め、今後も県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、計画に基づき継続的に環境調査を実施していきます。

令和７年度環境調査結果個別表

表２　大気環境調査結果　（単位：pg-TEQ/㎥）

No.	調査地点	測定結果（平均値）	環境基準
1	大河原合同庁舎	0.0064	0.6 以下
2	塩竈市役所	0.020	
3	石巻合同庁舎	0.018	
4	大崎合同庁舎	0.0090	
5	栗原合同庁舎	0.0079	

※　測定結果は夏季（７月）及び冬季（１月～２月）の測定値の平均値である。

表３　公共用水域（水質）環境調査結果　（単位：pg-TEQ/L）

No.	区分	調査地点		測定結果	環境基準
		水域名	地点名		
1	河川	金流川	小畑橋	0.38	1.0 以下
2		迫川中流	若柳	0.23	
3		迫川下流	西前橋（二ッ屋）	0.22	
4		鳴瀬川中流	鳴瀬橋（中新田）	0.29	
5		鶴田川	下志田橋	1.4	
6		高城川	明神橋	0.32	
7		砂押川上流	旧多賀城堰	0.91	
8		貞山運河	貞山橋	0.13	
9		五間堀川	矢ノ目橋	0.73	
10		川内沢川	新河内橋（河内橋上流）	0.31	
11	湖沼	漆沢ダム	ダムサイト	0.12	
12		伊豆沼	伊豆沼出口	0.096	

※1　測定頻度は年１回で令和７年度は９月から１０月に試料の採取を実施した。
※2　表中網掛けは環境基準を超過したもの。

表４　公共用水域（底質）環境調査結果　（単位：pg-TEQ/g）

No.	区分	調査地点		測定結果	環境基準
		水域名	地点名		
1	河川	迫川中流	若柳	1.8	150 以下
2		迫川下流	西前橋（二ッ屋）	0.86	
3		鶴田川	下志田橋	16	
4		高城川	明神橋	3.8	
5		砂押川上流	旧多賀城堰	15	
6		五間堀川	矢ノ目橋	19	
7		川内沢川	新河内橋（河内橋上流）	0.75	
8	湖沼	伊豆沼	伊豆沼出口	29	

※　測定頻度は年１回で令和７年度は９月から１０月に試料の採取を実施した。

表５　地下水質環境調査結果　　（単位：pg-TEQ/L）

No.	調査地点（市町村名）	測定結果	環境基準
1	名取市	0.034	1 以下
2	気仙沼市	0.033	
3	川崎町	0.033	

※　測定頻度は年１回で令和７年度は７月から９月に試料の採取を実施した。

表６　土壌環境調査結果　　（単位：pg-TEQ/g）

No.	市町村名	調査地点	測定結果	環境基準
1	石巻市	飯野体育研修センター	0.32	1,000 以下
2	塩竈市	千賀の台公園	0.56	
3	名取市	相互台東グラウンド	0.016	
4	七ヶ宿町	横川集落センター	0.026	
5	涌谷町	旧小里小学校	0.60	

※　測定頻度は年１回で令和７年度は８月に試料の採取を実施した。

（参考）

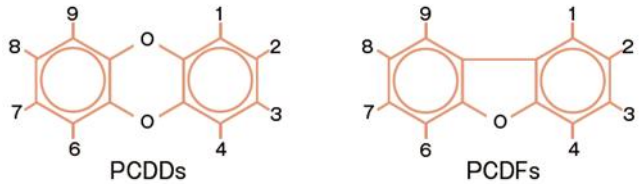
〇ダイオキシン類

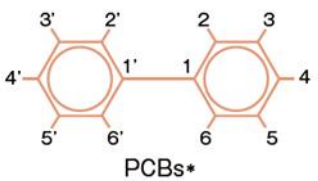
塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーPCB を合わせた化学物質群の総称です。

〇ダイオキシン類の毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDs のうち２と３と７と８の位置に塩素の付いたもの（2、3、7、8-TCDD（2、3、7、8 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン））がダイオキシン類の仲間で最も毒性が強いことが知られています。

そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するため、最も毒性が強い 2、3、7、8-TCDD の毒性を１として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した毒性等価係数（TEF：Toxic Equivalency Factor）が用いられます。毒性等量（TEQ：Toxic Equivalent Quantity）は、測定されたダイオキシン類の各異性体の実測濃度に、これらの毒性等価係数（TEF）を乗じた値を合計したものです。





＊PCBsの中でベンゼン環が同一平面上にあって扁平な構造を有するものを「コプラナー PCB」といいます。
なお、PCBsの中には、同一平面上にない構造を有するものについてもダイオキシンと似た毒性を有するものがあり、我が国では現在、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています（詳細は2頁の表1のとおり。）。

出典：関係省庁共通パンフレット　ダイオキシン類 2012